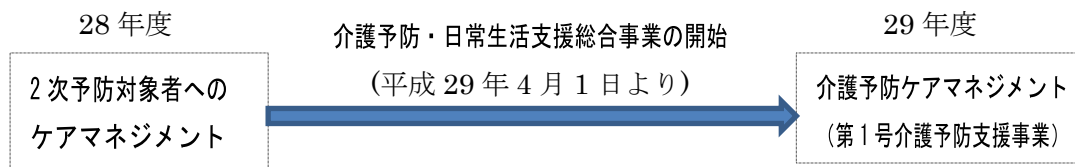


千葉市あんしんケアセンター運営方針の主な変更・追加について

1 「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施」を明記

【運営方針 III 具体的な事業運営について 1】

介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）が平成29年度より開始されることに伴い、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）をあんしんケアセンターの業務として新たに位置付ける。



[介護予防ケアマネジメント]

- ・適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者の自立支援に資するよう援助する。
- ・心身の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、住民主体の通いの場やインフォーマルサービス等も個々のニーズに合わせて活用していくことを推進する。

2 「地域ケア会議の実施」について項目を追加

【運営方針 III 具体的な事業運営について 4 (2)】

(1) 内容別に「開催頻度」を明記

(2) 「ケアマネジメント支援のための地域ケア会議」について明記

地域ケア会議については、地域包括ケアシステム構築に向けた重要な手法の一つであるため、新規センター等においても積極的に取り組めるよう頻度を明示する。

また、ケアマネジメント支援としての地域ケア会議の活用については、国が示している「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」及び「地域包括支援センターの設置運営について」に明記されている。ケアマネジメントの強化に向け、本市でも、29年度からの総合事業開始に併せて同趣旨の内容を追加し充実を図る。

[ケアマネジメント支援のための地域ケア会議]

- ・介護等が必要な高齢者を住み慣れた地域全体で支援することを目指し、多職種が共同で個別ケースの支援内容を検討する。
- ・介護支援専門員等の自立支援に向けたケアマネジメントの実践力を高めていく。
- ・市と協力して開催。

3 「市の役割」に「あんしんケアセンターの後方支援」について明記

【運営方針 IV 市との連携 (3)】

平成29年度に、あんしんケアセンターを24か所から30か所に増設(2ブランチを含む)すること、また、総合事業で介護予防ケアマネジメントが重要な役割を担うことから、あんしんケアセンターのサービスの質の確保及び更なる機能強化に向けて、市による後方支援内容を充実する。